

## 【金錢消費貸借契約書】

貸主 ○○ ○○  
借主 ○○ ○○  
連帶保証人 ○○ ○○

# 金銭消費貸借契約書

貸主〇〇〇〇（以下、「甲」という）と借主〇〇〇〇（以下、「乙」という）は、甲乙間で次の通り金銭消費貸借契約（以下、「本契約」という）を締結する。

## 第1条（目的）

本契約は、甲が乙に対し金銭を貸し付け、乙が借り受けた金銭の弁済方法を定めることを目的とする。

## 第2条（貸借）

甲は、平成〇〇年〇〇月〇〇日、乙に対し、金〇〇万円を貸し渡し、乙はこれを借り受けた。

## 第3条（弁済条件）

乙は、甲に対し元利均等返済（利息年〇%、返済期間〇年）により以下の条件で債務を弁済することを約し、甲は、これを承諾する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで  
毎月〇〇日限り各金〇〇〇〇〇万円  
平成〇〇年〇〇月〇〇日限り金〇〇〇〇〇円　　弁済金合計〇〇〇〇〇〇〇円

## 第4条（弁済方法）

乙は、甲に対し前条に定める弁済金を甲の以下に指定する銀行口座に振込送金により支払う。なお、振込手数料は乙の負担とする。

銀行名	〇〇〇〇〇〇〇〇
支店名	〇〇〇〇
口座種類	普通口座
口座番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
口座名義	〇〇〇〇（〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇）

## 第5条（連帯保証人）

連帯保証人〇〇〇〇は、本契約に基づき、乙が甲に対し負う一切の債務につき乙と連帯して保証する。

## **第6条（期限の利益喪失）**

乙及び連帯保証人は、次の各号の一つに該当する事由が生じたときは、乙は、甲から通知催告がなくても、当然に期限の利益を失い、甲に対し、直ちに本件債務の残額を一括して支払い弁済する。

1. 乙が金員の支払を〇回以上怠ったとき。
2. その他、本契約の条項に違反したとき。
3. 乙がその負担する他の債務について、強制執行、仮差し押えを受け、又は、競売・破産手続き開始・民事再生手続き開始の決定を受けたとき。
4. 乙に、甲との間の信頼関係を破壊する行為があったと認められるとき。

## **第7条（遅延損害金）**

乙が本契約に基づく債務の履行を遅延したとき又は前条により期限の利益を喪失したときは、甲に対し、残元金（元金から既払金を差引いた金額）に対して、支払い期日又は期限の利益を喪失した日の翌日から完済に至るまで、年〇パーセントの割合による遅延損害金を附加して支払うものとする。

## **第8条（通知義務）**

乙及び連帯保証人は、甲に金員の支払が終わるまでの間、就職・転職・失業及び転居したとき並びに電話番号等の連絡先に変更があるときは、直ちにこれを甲に通知しなければならないものとする。

## **第9条（公正証書の作成）**

乙及び連帯保証人は、甲の求めに応じ甲指定の公証役場において、本契約と同一の約定による強制執行認諾約款付きの公正証書を作成するものとする。

- 2 前項の公正証書作成に要する費用は乙の負担とする。
- 3 乙及び連帯保証人は、本件の公正証書作成のため、委任状と印鑑証明書各1通を甲に交付する。

## **第10条（合意管轄）**

甲および乙は、本契約に関して紛争が生じた場合には、甲の住所地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

## **第11条（秘密保持）**

甲及び乙並びに連帯保証人は、本契約について、一切第三者に口外しないものとする。

## 第12条（協議）

本契約に定めのない事項または、本契約の条項の解釈について疑義が生じた場合には、甲乙誠意をもって協議のうえ、これを決定する。

本契約を証するため、甲及び乙並びに連帯保証人は、本契約書3通作成し、各当事者の署名・捺印によって法的拘束力を有することを確認の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

貸主（甲）

住所

---

氏名

印

借主（乙）

住所

---

氏名

印

連帯保証人

住所

---

氏名

印

書面作成人